



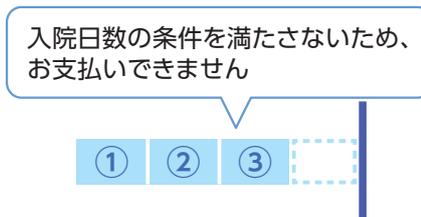
## お支払いする場合

- 胃かいようで8日入院したケース。  
(継続した5日以上入院について、入院5日目以降の入院がお支払いの対象となります)



## お支払いできない場合

- 胃かいようで3日入院したケース。  
(継続した5日以上入院について、入院5日目以降の入院がお支払いの対象となります)



## 解説

- 入院関係特約は、ご契約の時期や内容により、入院給付金のお支払いの条件となる入院日数(1日以上、継続して5日以上、継続して20日以上など)が異なります。

契約日	特約	入院日数	給付金額
2002年 4月2日以降	● 新・入院特約 ● 入院特約 など	災害入院・疾病入院とも 1日以上	1回の入院につき 日額×入院日数
1987年 4月2日以降	● 入院保障特約(A)(B)(C) ● 新・疾病入院特約 など	災害入院・疾病入院とも 継続5日以上	1回の入院につき 日額×(入院日数-4日)
1987年 4月1日以前	● 入院保障特約(A)(B)(C) ● 疾病入院特約 など	災害入院 5日以上 疾病入院 継続20日以上	1回の入院につき 日額×入院日数



入院日数の条件を満たさない場合であっても、転入院または再入院した場合、以下の条件をすべて満たすときは、継続した1回の入院とみなし、お支払いの対象になることがあります。

- ① 転入院または再入院と前回の入院の原因が同一または医学上重要な関係がある
- ② 前回入院した退院日の翌日から転入院または再入院を開始した前日までの期間が30日以内

- 胃かいようで3日入院し、退院した1週間後に胃かいようで4日入院したケース。



「1回の継続した入院」とみなして、この3日分をお支払いします

- 胃かいようで3日入院し、退院した2ヵ月後に胃かいようで4日入院したケース。



前回入院した退院日の翌日から30日を経過し次の入院が開始されているため、「1回の継続入院」とみなせずお支払いできません